

別添資料 2 「第6回シティウォーク in ふくおか」実行委員会規約 (抜粋)

(名 称)

第1条 この会は、『第6回シティウォーク in ふくおか』実行委員会（以下「実行委員会」という。）という。

(目 的)

第2条 実行委員会は、『第6回シティウォーク in ふくおか』（以下「大会」という。）を実施することに関し、必要な準備を行い、事業の運営にあたることを目的とする。

(事 業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会の運営に必要な総合計画に関すること
- (2) 大会の運営に関する資金計画に関すること
- (3) 大会の運営実施に関すること
- (4) その他目的を達成するために必要なこと

(構 成)

第4条 実行委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(役 員)

第5条 実行委員会に次の役員を置き、委員の互選により選出する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 監 事 1名

(役員 の 職 務)

第6条 委員長は、実行委員会を代表して会務を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時または緊急を要する時に委員長が不在の時は、その職務を代行する。
- 3 監事は、委員会の会計を監査する。

(任 期)

第7条 委員及び役員の任期は、本規約施行の日から本会の目的が達成されるまでの間とする。